

取引を行う業者との間における誓約書徴取の取扱い

平成26年12月25日
契約責任者事務局長決裁
平成28年12月6日
契約責任者事務局長決裁

1. 趣旨

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、以下「ガイドライン」という。）第4節 研究費の適正な運営・管理活動の③に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）と取引を行う業者（以下「取引業者」という。）との間における誓約書徴取の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2. 誓約書の提出

- (1) 本学との新規取引が発生した時に、取引業者へ誓約書の提出を求めるものとする。
ただし、この取扱いの経過措置として、平成26年11月30日までの取引業者については、年間1万円以上の取引額で、かつ2回以上の実績がある取引業者に対して、誓約書の提出を求めるものとする。
- (2) 提出回数は、1回とする。なお、ガイドラインの改正や本学の規則等を見直した際には、改めて提出を求める場合がある。
- (3) 誓約書は、別紙様式のとおりとする。

3. 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号の取引業者については適用除外とし、誓約書の提出を求めない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 外国企業
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者
- (5) 弁護士、弁理士、税理士事務所
- (6) 契約責任者等（分任契約責任者、契約責任者代行組織及び分任契約責任者代行組織を含む。）が適用除外として認める業者

4. 提出業者の把握

財務会計システムへの債主登録の際に誓約書提出の有無を入力し、誓約書提出業者を把握する。

5. 未提出業者への対応

誓約書を提出しない業者に対しては、適宜督促を行うものとする。

6. その他

この取扱いの定めるもののほか、取引業者からの誓約書の徴取に関し必要な事項は契約責任者が別に定める。

附 記

この取扱いは、平成26年12月1日から実施する。

附 記

この取扱いは、平成28年12月6日から実施する。